



平成 18 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 山 武
代表者名 代表取締役社長 小野木 聖二
(コード番号 6845 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員総務部長 宮地 利光
(TEL : 03-6810-1000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 84 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という。)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社の現行定款について下記の理由により変更を行うものであります。

- (1) 単元未満株式について行使することができる権利を定めた規定を新設するものであります(変更案第 11 条)。
- (2) 株主の皆様へのサービス拡充を図るため、単元未満株式の買増し制度に関する規定を新設するものであります(変更案第 12 条)。
- (3) より充実した情報開示を行うことができるよう、インターネットの普及状況を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため規定を新設するものであります(変更案第 18 条)。
- (4) 株主総会に出席できる代理人の数を 1 名に制限することを明確化するものであります(変更案第 20 条)。
- (5) 取締役会の機動的な運営のため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります(変更案第 29 条)。
- (6) 取締役及び監査役が、当社の企業価値向上に向けて、期待される役割を十分に果たし、より積極的な経営判断を行うことができるよう、それぞれの責任を会社法に定める範囲内で取締役会の決議により減免できる旨の規定を新設するものであります(変更案第 27 条第 1 項、第 37 条第 1 項)。

また、将来、取締役会の経営監督機能のさらなる強化に向け、社外取締役として有能

な人材の招聘を容易にするため、及びコーポレート・ガバナンスの充実に向け、社外監査役がその期待される職務を十分に発揮できるよう、会社と社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります（変更案第 27 条第 2 項、第 37 条第 2 項）。

なお、取締役会の決議による取締役の責任減免及び社外取締役との責任限定契約に関する規定の新設を議案として本総会に提出することにつきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。

- (7) その他、会社法が施行されることに伴い、表現の変更、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。

①当社は、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め。

②当社は、株式に係る株券を発行する旨の定め。

③当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

- (8) 当社は、取締役には会長及び社長を除き役付取締役は置かず、階層を持つ執行役員制度を導入し、業務執行責任・権限の明確化による迅速な業務執行を行っておりますが、本執行役員制度を定款上に明記するとともに、現行定款の役付取締役の規定について現状に即した変更を行うものであります（変更案第 24 条第 2 項、第 25 条）。

2. 定款変更の内容

別紙ご参照

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日（木）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日（木）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則 (新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式 (株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、 279,710,000株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずるものとする。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">1. <u>取締役会</u></p> <p style="margin-left: 2em;">2. <u>監査役</u></p> <p style="margin-left: 2em;">3. <u>監査役会</u></p> <p style="margin-left: 2em;">4. <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 279,710,000株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(<u>1 単元の株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第7条 当社の<u>1 単元の株式の数</u>は、100 株とする。</p> <p>当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式</u>（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）に係わる株券を発行しない。</p> <p>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>第8条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、100 株とする。</p> <p>当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券</u>を発行しない。</p> <p>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>第10条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>（単元未満株式についての権利）</u></p> <p>第11条 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する<u>単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 4. <u>次条に定める請求をする権利</u> <p style="text-align: center;"><u>（単元未満株式の売渡請求）</u></p> <p>第12条 当社の株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって<u>選定</u>し、これを公告する。 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所</u>に備え置き、<u>株式の名義書換、单元未満株式の買取り、その他株式</u>に関する事務は、<u>名義書換代理人</u>に扱わせる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 <u>株式の名義書換、信託財産の表示又は抹消、質権の設定、移転に関する登録又は抹消、株券の再発行、单元未満株式の買取り等株式に関する</u> <u>手続については</u>、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(<u>基準日</u>)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の<u>株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> 前項のほか必要があるときは、<u>取締役会の決議をもってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使できる株主又は登録質権者とする。</u></p>	<p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第13条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告する。 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、<u>これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第14条 <u>当社の株式に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 (条文省略) (新設)</p> <p>第13条 (条文省略) (新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令に別段の規定ある場合のほか、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第15条 (現行どおり) (定時株主総会の基準日)</p> <p>第16条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第17条 (現行どおり) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第18条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第19条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>前項の場合には、代理権を証する書面をあらかじめ当会社に提出しなければならない。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 16 条 (条文省略)</p> <p>(選任)</p> <p>第 17 条 取締役は、株主総会で選任する。</p> <p>取締役の選任は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決定する。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>増員又は補欠により選任された取締役の任期は、他の在任者の<u>残任期間</u>と同一とする。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 20 条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>前項の場合には、<u>株主総会ごと</u>に代理権を証明する書面をあらかじめ当会社に提出しなければならない。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(選任)</p> <p>第 22 条 取締役は、株主総会の<u>決議</u>により選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決定する。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第 23 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任者の<u>任期の満了する時</u>とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(<u>役付取締役及び代表取締役</u>)</p> <p>第19条 <u>取締役会の決議をもって取締役社長を定め、このほか取締役会長、取締役副社長及びその他の役付取締役を定めることができる。</u></p> <p><u>代表取締役は取締役社長とし、このほか取締役会の決議をもって定めることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(報酬)</p> <p>第20条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第21条 (条文省略)</p>	<p>(<u>代表取締役及び役付取締役</u>)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役社長を定め、このほかに役付取締役を定めることができる。</u></p> <p>(<u>執行役員</u>)</p> <p>第25条 <u>当社は、取締役会の決議により役付執行役員及び執行役員を置くことができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(<u>取締役の責任免除</u>)</p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(選任)</p> <p>第 25 条 監査役は、株主総会で選任する。 監査役の選任は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決定する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 26 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 補欠として選任された監査役の任期は、<u>前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 27 条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 29 条 <u>当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が、書面又は電磁的方法により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>(選任)</p> <p>第 33 条 <u>監査役は、株主総会の決議により選任する。</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決定する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 34 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時とする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(報酬)</p> <p>第 28 条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第 31 条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第 32 条 当社の利益配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 38 条 (現行どおり)</p> <p>第 39 条 (現行どおり)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 40 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 41 条 当社の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当)</p> <p>第 33 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>商法第 293 条ノ 5 の規定に従い、金銭の分配（中間配当という。）</u>をすることができる。</p> <p><u>取締役会は、前項の金銭の分配を行う場合には、毎年 12 月 31 日までにその金額について決議する。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 34 条 <u>利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 ヶ年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。ただし、利益配当金及び中間配当金には利息を付けない。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p>第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>中間配当を行うこと</u>ができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第 43 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p><u>2. 前項の金銭には利息を付けない。</u></p>